

## ≫保育所や幼稚園へいくには≪

### ○保育所 『子育て支援課 ー2階10番窓口ー ・よしみけやき保育所』

保護者の保育の必要量を認定し、次のいずれかの理由で子どもを保育できないことが要件です。

#### 【保育所へ入所できる基準】

- 1 1月当たりの就労時間が64時間以上の労働に従事していること。
- 2 妊娠していること、又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 長期にわたり同居等の親族を常時介護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 求職活動を継続的に行っていること。
- 7 就学又は職業訓練をしていること。
- 8 子どもに対し虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為をいう。）をするおそれがあること。
- 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であること。
- 10 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- 11 前各号に類する事由であると町長が認める状態にあること。

#### 【利用者負担金（保育料）】

4月分から8月分までの月分の利用者負担金については前年度分の市町村民税額所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担金については当該年度分の市町村民税所得割課税額を基に決定します。

また、3歳児クラスから5歳児クラスの利用者負担金は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い0円です。（0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちの利用者負担金も0円です。）

#### 【申込期間】

- ・年度途中からの入所を希望される方  
原則として、毎月1日が入所初日で、入所希望月の前月の10日までに申込書を提出してください。
- ・新年度入所（4月1日入所）を希望される方  
広報10月号にお知らせを掲載します。

#### 【保育場所】

よしみけやき保育所 吉見町大字中新井467

#### 【電話番号】

子育て支援課またはよしみけやき保育所（Tel0493-54-1766）

【保育時間】

平日（月～金）	8：30～17：00
土曜日	8：30～12：00

【延長保育】

平日（月～金）	朝7：30～ 8：30	夕17：00～19：00
土曜日	朝7：30～ 8：30	昼12：00～17：00

延長保育のご利用にあたっては、保護者の勤務時間、児童の心身の発達状態などを調査したうえ、真にやむを得ない場合について利用を決定しますのでご了承ください。

平日の延長保育のうち、18：30以降は延長保育料金が必要となります。

延長保育料 月額2,000円

○一時保育 『窓口 よしみけやき保育所』

ふだん保育所を利用していない児童が、保護者の就労や傷病など、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となった場合に、一時的に保育するものです。

保育の種類

非定型的保育	保護者の就労、職業訓練、就学などの理由により、断続的に保育が困難となる児童を週3日程度、6か月を限度としてお預かりします。
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむをえない理由により、緊急に保育が困難となる児童を1か月を限度としてお預かりします。

保育時間 平日（月～金）8：30～17：00  
 ※半日保育の場合は、 8：30～12：00  
 13：00～17：00

保育料 1日 2,000円 半日1,000円



## ○町内の幼稚園（私立）

幼稚園は学校教育法に基づく施設で、集団生活を体験し、遊びを通して社会生活をするうえでのルールや道徳を学習できる場です。

- 【対 象】 満3歳～小学校就学前まで  
【手続方法】 10月ごろ願書交付、  
受付は11月1日から幼稚園で行います。  
\*詳細は、直接よしみ幼稚園へお問い合わせください。

《幼 稚 園 名》	よしみ幼稚園
《所 在 地》	吉見町大字御所146-2
《電 話 番 号》	0493-54-2512
《定 員》	360人

## ○私立幼稚園入園料補助金 『教育総務課 -2階10番窓口-』

経済的負担の軽減及び幼児教育振興のため、町内の私立幼稚園に入園した園児の保護者へ入園料の一部を補助します。

- 【対 象】 入園時に町内に住所を有していること  
入園料を納入していること  
町税等に滞納がないこと

【補助額】 20,000円

